

# 携帯電話によるＡＴＭ引出額設定サービスご利用規定

(北洋ダイレクト「モバイルバンキングサービス」)

平成18年4月3日改定

## 第1条(携帯電話によるＡＴＭ引出額設定サービス)

### 1. サービス内容

携帯電話によるＡＴＭ引出額設定サービス(以下「本サービス」といいます)とは、北洋ダイレクトご利用規定(以下「ダイレクト規定」といいます)で定めるモバイル端末を通じたモバイルバンキングサービス(以下「モバイルバンキング」といいます)を利用して、契約者本人(以下「お客様」といいます)からのものであると当行が認めた設定依頼に基づき、当行がキャッシュカード取引(以下「カード取引」といいます)に関して以下の設定を行うサービスをいうものとします。

#### (1) サービス利用登録

本サービスを利用開始するための登録で、本登録を行うことによりカード取引を利用停止状態とします。

#### (2) サービス利用登録の解除

本サービスを利用中止するための登録で、本登録を行うことにより前記(1)の登録によるカード取引の利用停止状態を解除します。

#### (3) 引出額登録

前記(1)の登録によるカード取引の利用停止状態中に、引出時刻および引出金額を指定することでカード取引の利用停止状態を一時的に解除し、カード取引を可能とします。

なお、実際の取引可能な金額は、キャッシュカード規定の定めによる金額単位、および1回あたり・1日あたりの支払限度額が優先されるものとし、本登録時に指定した金額での引出しができない場合があります。

#### (4) 引出額登録の解除

前記(3)の登録によるカード取引の利用可能状態中に本登録を行うことで、再び即時にカード取引を利用停止状態に戻します。なお、本操作を行わなくても、一定時間経過後は自動的にカード取引を利用停止状態に戻します。

### 2. カード取引

本規定におけるカード取引とは、以下の取引をいいます。

当行ＡＴＭ、その他当行指定のＡＴＭによるキャッシュカードでの引出、振込・振替、残高照会の各取引。および、キャッシュカードに付随するデビットカード取引。

### 3. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、ダイレクト規定の定めによるものとします。

### 4. 取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の日および時間内とします。

ただし、当行はこの取扱日・取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

### 5. 電子メールによるカード取引内容の通知

第2条第2項の届け出に基づくサービス利用口座のキャッシュカードにより、以下の各号によるカード取引が行われた場合、当行はその内容を当行所定の日時に電子メールで通知します。ただし、当行からの電子メールによる通知は、本サービスの使用端末から当行所定の方法により登録された電子メールアドレスに対して行うものとし、未登録の場合は通知いたしません。

- ( 1 ) 残高照会取引が行われた場合
- ( 2 ) 引出取引が行われた場合
- ( 3 ) 振込取引が行われた場合
- ( 4 ) 振替取引が行われた場合
- ( 5 ) デビットカード取引が行われた場合
- ( 6 ) カード取引時に暗証番号相違によりエラーとなった場合
- ( 7 ) カード取引の利用停止状態中に操作が行われエラーとなった場合

## **第2条（利用申し込み）**

- 1．本サービスの申込みは、ダイレクト規定の定めによるモバイルバンキング契約をされているお客様で、かつ当行が申し込みを承諾した個人の方とさせていただきます。
- 2．お客様は本サービスで利用するサービス利用口座を当行所定の書面（以下「申込書」といいます）により届け出るものとします。なお、サービス利用口座は、お客様本人名義で、かつキャッシュカード発行済みの当行本支店口座とします。
- 3．本サービスの申込みは、本規定の内容を十分理解し、お客様本人が申込書により、自らの判断と責任において行うものとします。

## **第3条（本人確認）**

ダイレクト規定の定めによるものとします。

## **第4条（設定の依頼・確定）**

### 1．設定の依頼方法

本サービスにおける設定の依頼は、第3条に定める本人確認に従った方法により、お客様が端末から必要な事項を当行の指定する方法で当行に伝達して行うものとします。

### 2．設定依頼の確定

当行が伝達された内容を確認した時点で、当該設定の依頼が確定したものとします。

## **第5条（会員カード、パスワード等の管理、セキュリティ等）**

会員カード・パスワード等の管理、およびセキュリティ等に関しては、ダイレクト規定の定めによるものとします。

## **第6条（設定内容の記録等）**

当行は、本サービスによる設定内容を電磁的記録等により当行所定期間保存します。本サービスによる設定内容について疑義が生じた場合は、当行が保存する電磁的記録等の設定内容を正当なものとして取扱います。

## **第7条（届出事項の変更）**

ダイレクト規定の定めによるものとします。

## **第8条（海外からの利用）**

ダイレクト規定の定めによるものとします。

## **第9条（解約）**

### 1．都合解約

本規定に基づく契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。ただし、お客様から当行に対する解約の通知は、当行所定の書面により行うものとします。なお、解約の効力は、当行所定の解約手続きが終了した時に発生するものとします。当行の解約手続き終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 2．解約の通知

当行が解約の通知をお客様の届出住所にあてて発信した場合に、その通知が受領拒否等の理由でお客様に到着しなかった時、または延着した時は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

### 3．モバイルバンキング契約の解約等

(1) モバイルバンキング契約が解約された時は、本サービス契約は解約されたものとします。

(2) サービス利用口座がモバイルバンキング契約から削除された時は、当該口座における本サービス契約は解約されたものとします。

### 4．口座の解約

サービス利用口座が解約された時は、当該口座における本サービス契約は解約されたものとします。

### 5．強制解約

ダイレクト規定の定めによるものとします。

## 第10条（本サービスの停止）

1．本サービスは、以下の各号によりモバイルバンキングが利用停止となった場合に、同時に停止するものとします。

(1) ログオンパスワードまたは承認パスワード等を失念したり、当行規定回数を超えて連続して誤り、モバイルバンキングが利用停止となった場合。

(2) 当行ホストコンピューターのシステム障害や携帯電話会社のWeb通信等に障害が発生し、モバイルバンキングが利用停止となった場合。なお、当行ホストコンピューターにシステム障害が発生し、サービス停止となった場合は、当行ホームページ等によりお知らせします。

(3) その他、前記各号以外の事由によりモバイルバンキングが利用停止となった場合。

2．前項により本サービスが停止した場合には、カード取引も利用することができません。

## 第11条（免責事項）

以下の各号に該当する場合、そのためにお客様に生じた損害について当行は責任を負いません。

1．携帯電話会社のWeb通信に障害が発生した場合等、当行の責によらない通信機器・回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害により、サービスの取扱いが遅延または不能となった場合。

2．第10条に定める本サービス停止により、お客様において振替取引・振込取引等、ダイレクト規定に定めるサービスが利用し得なかった場合。

3．その他、ダイレクト規定で定める事項による場合。

## 第12条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、ダイレクト規定、各サービス利用口座にかかる各種預金規定、預金口座振替規定、振込規定、キャッシュカード規定等に従い取扱うものとします。

## 第13条（規定の変更）

当行は本規定の内容をお客様に事前に通知することなく任意に変更できるものとします。この場合、変更日以降は変更後の規定に従い取扱うこととし、変更内容は当行ホームページ等当行所定の方法で、当行所定の時にお客様へ通知します。

## 第14条（契約期間）

本サービスの契約期間は、申込日から起算して1年とし、特にお客様または当行から事前に申し出がない限り、契約期間満了日の翌日から1年間自動的に更新されるものとし、更新後も同様とします。

## 第15条（合意管轄）

本規定の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、札幌地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上